

資料25 大学発イノベーションのための対話の促進について

前提および産学官連携における課題

- 大学等、企業のみならずエンドユーザーをも含む社会全体に潜在する課題と科学技術を組み合わせる、これまでにないシーズ・ニーズのマッチングの実現が求められている。
- 先行きの見通すことが困難な我が国の経済社会、ひいては人類社会全体にもブレーカスルーをもたらすような、来るべき社会をデザインすることとともに、そのような社会の実現・イノベーションの創出を図るう、大学等の創造生産体制がどのような形で貢献できるのかについて、社会各層の議論を巻き込みつつ、自ら問い合わせ続けるシステムを整備することが必要。

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会
イノベーション対話促進作業部会 H25.5.20より

審議内容での議論内容イメージ（抜粋）

ファシリテーターの役割は？

当日の手順を決めるなど、対話型ワークショップを設計する。

社会的な肩書を忘れさせる雰囲気作りを行う。

議論が止まった時や発言が出ない場合に、参加者の発言を促す。

優れたファシリテーターになるには？

本人に意向があれば、訓練によりある程度の能力は身につけられる。一定以上は資質が必要。

どうすれば質の高いアイデアが出来るか？

ある一定のルールや方針を持つことによって可能。

全員が合意できるものだと特徴のない結果となる傾向にあり、どうまとめるかが肝心。

どんな対話ツールを使えばよいのか？

ファシリテーターが、どのように対話型ワークショップを設計するかに応じて選ぶと良い。

実際にいくつか使ってみて選ぶこと。その際、議論が活性化するように改変すること。

写真はCOI!ワークショップの様子

イノベーションを促進する対話の在り方

これからの産学官連携活動が目指すべき方向性は大学等に集う人々に創造性を發揮させて集合知を得ることにより、新たな商品・サービスを生み出し、市場を通じてイノベーション創出を拡大させて行くこと



【取組の方向性】

- 異なる発想・経験・価値観を持つ多様な知的活動主体が互いに刺激し合い、これまでイメージされていなかった全く新しいシーズ・ニーズの組合せや、アイデア等が発掘されるような「仕掛け」をデザインしておくことが必要
- 対話によってイノベーション創出の確率を高めるためには、知的活動主体間の共感を醸成し、相互の心の内を発見し、問題提起を行い、かつ、創造的に問題解決策に取り組む一連のプロセスを再現していくことが効果的



→上記のような考えに基づいた汎用的なツール（対話ツール）を開発し、大学等の現場で運用（ワークショップ等を開催）することが効果的と考えられる。

資料26 イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策（概要） (平成26年3月5日 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会 大学等知財検討作業部会)

- 大学等間に類似・関連性の高い知的財産が存在していても、大学等が単独で特許群として集約することは容易でない
- 各大学等が自ら活用戦略を描くことができない知的財産を長期間保有し続けることは、総体として大学等から生まれる研究成果の社会実装を阻害する可能性がある
- 個別大学等の判断による対外的に重要な知的財産権の放棄、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等への譲渡、秘匿すべき情報等が不用意に公開され技術流出を招くなどのリスクもある

大学等が保有する知的財産の集約・活用方策

- 大学等が単独で知的財産の活用シナリオを描くことが困難であり、グローバルビジネスも視野に我が国の経済成長を中長期的に増進させる可能性のある研究成果については、公的機関、例えばJSTに知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要
- 公的機関は、集約される知的財産の特性に応じ、企業等へのライセンス、大学等発ベンチャーに対するライセンスや知的財産の現物出資等の活用方策を検討し、大学等が生み出した成果を社会実装していくことが必要

大学等が保有する知的財産の活用方策と棚卸し

- 大学等は、保有する知的財産権について、TLO、公的機関、大企業、中小・ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル等の民間機関等の意見を取り入れて幅広い視点から活用方策を検討することが必要
- 大学等は知的財産権の棚卸しに際し、短絡的な判断や短期的な成果に偏った評価や判断を避け、権利放棄等を実施せざるを得ないと判断する場合でも、一定期間にわたって知的財産権の情報を発信し、企業等の反応を得ることが必要
- 大学等が知的財産権を、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等へ譲渡することは原則避けるべき

大学等における知的財産に関わるリスク管理

- 大学等は、研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる技術流出の防止に努めるとともに、外国の大学や企業との交渉・契約においては、国ごとの法制度の違い等にも留意しながら、適切に取り組むべき
- 大学等は知的財産に関する訴訟等に対処できるよう、知的財産ポートフォリオの強化等を通じて権利の安定化に尽力するとともに、過去の事例や判例を研究して共有化し適切な対応が行えるように対策を講じることが必要

資料27

個人としての利益相反マネジメント（一般）

個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するために、一定の手続・体制を整備する（平成14年11月1日 利益相反ワーキング・グループ報告書）

学内システムのモデル例



ポリシー整備状況(平成25年4月1日現在)

平成24年度に民間企業との共同研究を実施した大学等のうち3割以上において、未整備

資料28

個人としての利益相反マネジメント（臨床研究）

臨床研究の有する特性(被験者の人権擁護と安全性確保が求められる、データの信頼性確保が求められる、インフォームドコンセントとしての情報提供の必要性)から、より慎重な対応が求められる(平成18年3月臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン)
臨床研究の有する特性には、上記に加え、医師自身が製品利用者になること、製品の対価が医療保険から支払われること、他の研究者が状況再現できること、が挙げられる。

一般の利益相反マネジメントに加え、臨床研究の実施前に行う申告手順

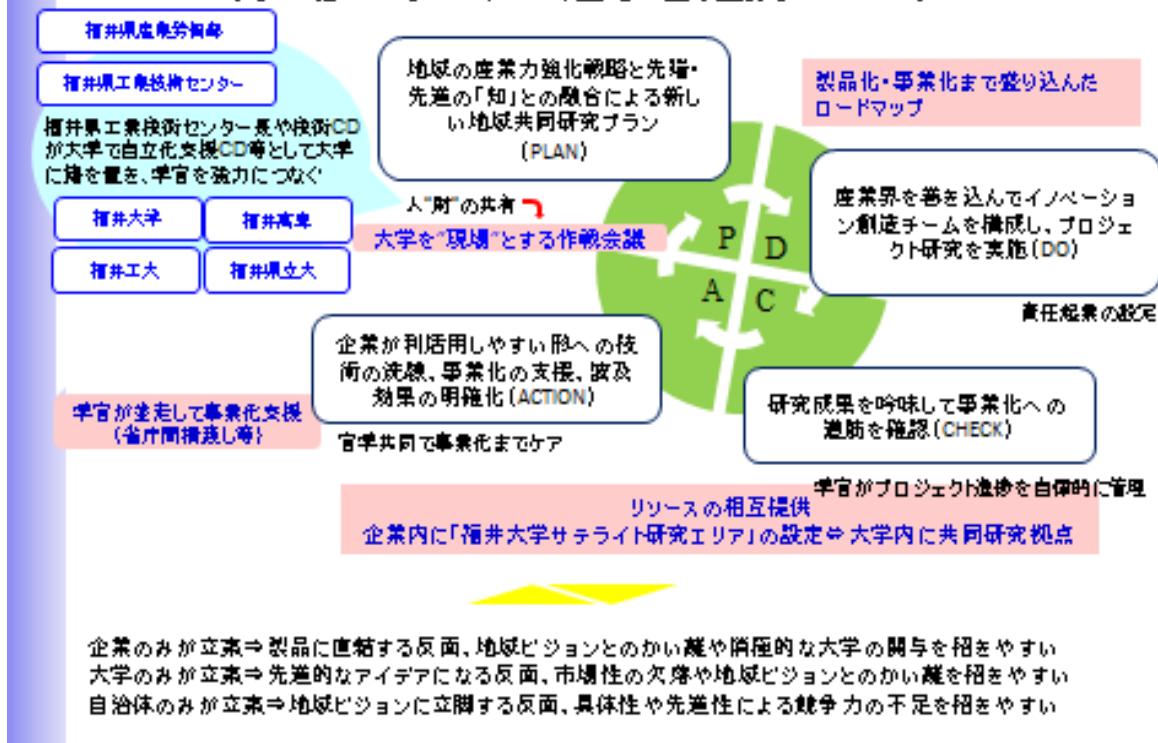


ポリシー整備状況(平成25年4月1日現在)

附属病院を持つ大学等のうち2割以上において、未整備

各大学における取組(福井大学)

「ふくい方式」と呼ばれる産学官連携の力タチ



各大学における取組(立命館大学)

立命館大学のTP制度(その2)

